

生活情報

【医療機関】

アイスランドに6か月以上居住する方は、各地域の医療センターに常駐する医師の中からホーム・ドクターを選択します。緊急でない傷病等の場合は、ホーム・ドクターの診察を受けることができます。同センターのホーム・ドクターへの電話相談は受付時間が設定されており、医師により時間帯が異なります。

各地域の健康管理センターは以下のサイトをご覧ください。

<http://www.heilsugaeslan.is/?pageid=7878bcc1-78d7-46d8-b489-35350bf3486f>

<救急時の病院リスト>

○アイスランド国立大学病院(The National University Hospital of Iceland)

住所：フォスボーグル：Fossvogur, 108 Reykjavik

フリンクブロイト：Hringbraut, 101 Reykjavik

電話：543-1000（代表受付）

アイスランド国立大学病院は、フォスボーグルとフリンクブロイトの2ヶ所に施設があり、通常の救急診療はフォスボーグル、心臓疾患の救急診療はフリンクブロイトで受け付けます。

○ライクナバクティン(Læknavaktin)

住所：Smáratorg 1, 201 Kópavogur

電話：1770

受付時間：17:00～23:30（月～金）／8:00～23:30（土・日・祝祭日）

○アクレイリ病院(Akureyri Hospital)

住所：Eyrarlandsvegur, 600 Akureyri

電話：463-0100

FAX：462-4621

○東部地域医療センター(Medical Centre of East Iceland)

住所：Laugarás 17-19, 700 Egilsstaðir

電話：470-1400

FAX：470-1408

○南部地域医療センター(Medical Centre of South Iceland)

住所：Árvegur, 800 Selfoss

電話：480-5100

FAX：480-5103

○西フィヨルド地域医療センター(Medical Centre of West Fjords)

住所：Torfnæs, 400 Ísafjörður

電話：450-4500

FAX：450-4522

※救急車の依頼は、112 に直接連絡して下さい。

【教育機関】

小中学校の義務教育が10年間、高等学校が4年間、大学が3～6年間という制度です。初等教

育は義務教育制で、就学年齢は5歳又は6歳から15歳又は16歳までです。現地校はほとんどが公立です。中学校、高等学校の卒業終了資格が高等学校、大学への入学資格となりますが、大学の学部を希望する場合には、入学試験を受ける必要があります。

<子女教育機関>

- 1 日本人学校及び日本語補習校はありません。
- 2 現地校は各学区にあります。
- 3 私立学校

○イサク・ヨンソン小学校（幼稚園、小学校4年生まで）

住所：Bólstaðarhlíð 20, 105 Reykjavík

電話：553-2590

メール：isaksskoli@isaksskoli.is

URL：http://www.isaksskoli.is

○アイスランド・インタナショナルスクール（幼稚園、小学生対象）

住所：Löngulína 8, 210 Garðabær

電話：590-3106

FAX：590-3110

メール：admin@internationalschool.is

URL：http://www.internationalschool.is

○レイキャビク・インターナショナル・スクール（幼稚園、小中学生対象）

住所：Dyrhamrar 9, 112 Reykjavík

電話：511-0990

メール：ris@school.is

URL：http://www.reykjavikinternationalschool.is/

4 日本語教室

毎週土曜日に邦人子女の保護者がボランティアで日本語を教えています。参加自由。

<教科書の無償配布>

アイスランドに在住する義務教育学齢期の子女で、日本国籍を持ち（重国籍者を含む。）、長期滞在する子女、あるいは、永住者で将来日本で教育を受ける意思がある子女は、日本の義務教育用教科書の無償配布を受けられます。小学生用は年2回（前・後期）、中学生は年1回（前期のみ）、当館より該当する子女の保護者宛にメールで希望調査を送付します。

【任国入国】

<3ヶ月以内の観光等を目的（就労を除く）とした滞在>

日本とアイスランドの間には査証免除取極が締結されているため、観光や知人訪問などを目的とした3か月以内の滞在については、ビザを取得する必要はありません。

入国の際に必要なパスポート等は、有効期間が出国予定日から3か月以上残っているものでなければなりません。

なお、アイスランドが加盟しているシェンゲン協定に関し、同域内においてビザを必要としない短期滞在については、「あらゆる180日の期間内で最大90日間を超えない」との規定が適用されています。

※参考：外務省ホームページ『欧州諸国を訪問する方へ』

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page4_000122.html

シェンゲン領域内における日本人を含む外国人の入国及び滞在期間の取扱いは複雑かつ流動

的ですので、渡航前に確認することが重要です。シェンゲン協定の詳細等については駐日欧州連合代表部、アイスランドの措置に関する情報は駐日アイスランド大使館に問い合わせることをお勧めします。

<就労目的又は3ヶ月を超える滞在>

入国前にビザを取得する必要があります。

労働許可は、当国内の雇用者が滞在許可とあわせて申請することになります。

滞在許可申請には、日本の外務省でアポステイーユを添付した警察証明（犯罪歴がないことを証明する書類）が必要です。詳しくは、駐日アイスランド大使館又は各都道府県警察にお問合せください。

アポステイーユの申請手続きは、下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html>

○アイスランド出入国管理局

住所：Skógarhlíð 6, 105 Reykjavík

電話：444-0900

メール：utl@utl.is

URL：http://www.utl.is

窓口及び電話受付時間

（月～金）午前 10:00～午後 2:00

○駐日アイスランド大使館

東京都港区高輪 4-18-26（〒108-0074）

電話：03(3447)1944

FAX：03(3447)1945

メール：icemb.tokyo@utn.stjr.is

URL：http://www.iceland.is/iceland-abroad/jp

○駐日欧州連合代表部

東京都港区南麻布 4-6-28 ヨーロッパハウス（〒106-0047）

電話：03(5422)6001

FAX：03(5420)5544

メール：DELEGATION-JAPAN@eeas.europa.eu

URL：http://www.euinjapan.jp/

【滞在制度】

<在留許可の申請>

入国後、当国外国人局に出向き、在留許可の申請をする必要があります。申請が受理されたのち、在留内容が記載された写真付き在留カードが交付されます。

申請からカードの交付まで、通常でも2～3か月を要することがありますので、時間的に余裕をもって確実に手続きを行ってください。

<在留届>

在留を開始するに当たり、当館に在留届を届け出て頂きます。届出は、来館、郵送、ファックス、ORR ネット（インターネット）のいずれの方法でも提出が可能です。

<自動車運転免許証の切り替え>

1 当国での滞在が3ヶ月以内の場合

国内で自動車を運転するには、日本の免許証とともに公的機関が発行した免許証の英訳等を所持する必要があります。当館にて「自動車運転免許証抜粋証明」の申請・交付（有料）が可能です。

2 当国での滞在が6ヶ月以上（予定を含む）の場合

（1）日本の運転免許証をアイスランドの免許証に切り替える必要があります。切り替えには、当館発行の「自動車運転免許証抜粋証明」（有料）が必要となりますので、ご来館の上、申請してください。なお、免許の切り替え申請の受付については、コーパボーグル行政庁にお問い合わせください。

（2）アイスランドでは2つの免許を所持することが法令で禁じられていますので、切り替え申請後、アイスランドの運転免許証の交付時に、日本の運転免許証を申請機関に提出することとなります。提出した免許証は同機関に一時保管されたのち、当館へ返還されます。

（3）ご帰国の際あるいは日本で免許証を一時的に使用する必要がある場合は、当館に保管している免許証を返却します。引き続き当国にご滞在の場合は、再度アイスランドへ戻られた際に、当館へ日本の免許証をご提出ください。

○コーパボーグル行政庁

住所：Dalvegur 18, 201 Kópavogur

電話：458-2000

FAX：458-2090